

別表1 「日常巡視」

巡視箇所		巡視要領
引込施設	引込線路、負荷開閉器、高圧キャビネット	他物との接触、損傷
受電設備	受電所建物、キュービクル	損傷、施錠状態、周囲の整理
配電設備	指示計器等、表示装置	指示状態、点滅表示確認
負荷設備	電動機、電熱装置、照明設備、配線、配線器具等	損傷、異音、異臭
非常用予備発電装置	常用発電設備	損傷、汚損、燃料貯蔵量、漏油、漏水

- [備考] 1. 異常があった場合は、電気管理技術者に連絡するとともに日誌等に記入する。
 2. 配電設備にあつて、巡視するに当たり、危険を伴う場合はその限りではない。
 3. 常用発電設備には小出力発電設備を含みます。